

◎当局の答弁

1. 覚書は、財産処分には該当しない。(5月28日、担当参務の答弁)

覚書には、〇〇寺が法人格を取得した時、所有権移転登記手続きを行うと、〇〇寺と取り交わしているながら、それは、財産処分を意味するものではないというわけですね。所有権移転登記は、財産処分そのものを指す言葉ではないでしょうか。財産処分しないで、所有権移転登記が可能な魔法でもあるなら教えていただきたいと言いたいですね。

2. 覚書にある〇〇寺が法人格を取得した時、というのは、それにより宗派において、所有権移転登記の手続きを行うことをいうものであり、それから財産管理審議会を開き、参与会・常務会を開催し、財産処分の公告を行い不動産登記をした。

(6月4日、総括質問における当局答弁 趣意)

お聞きした時には、まさにあいた口がふさがらないというのが最もびつたりな表現といえるでしょう。反論の元気さえなくなるような詭弁は、いい加減にしてもらいたい。当局の答弁は、「所有権移転登記手続」の手続は、宗派内手続きを指すもので、法人格を取得したことにより、それから、宗派内手続きをはじめめるものであり、財産管理審議会、参与会・常務会を開き対応したというものです。

しかし、資料一1を確かめていただきたい。これが記されているのは、第2項「所有権の移転期日について」の項目であります。所有権はいつ移転するのかという項目で、それは「宗教法人格を取得した時」と明確に記されており、「所有権移転登記手続を行う」と書かれています。そこで言う手続は、所有権移転登記するにあたっての事務上の処置そのものを指し、不動産登記簿上の登記ではないが、実質上の所有権の移転がなされることを記しているのです。その事情を神奈川県庁はよく認識して、その後の認証に繋がっていきます。申すまでもありませんが、土地・建物の基本財産を持たない宗教団体には法人格は認められないからです。

「所有権の移転期日」という項目で、もし、当局答弁に沿えば、宗派内手続きが終了した時とでも書かれているのなら、手続は宗派内手続きを指すというのももっともですが、この覚書を読んで、そこから宗派においての手続きは始まるなどとは、決して読み取ることは出来ません。「所有権移転登記手続」の手続を宗派内手続きとみるのは、すり替えも甚だしいと言わざるを得ません。

また、この覚書は神奈川県庁から審査資料として要請されて作成したものであり、神奈川県庁の関心事は、宗教法人設立認証を付与するにあたって、〇〇寺が境内土地・建物を基本財産として有しているかどうかであり、宗派内の手続きがどうなって

いるかなどについては、彼らの全く関心のないところであります。

3. 覚書を交わした法的根拠については、内局の宗務執行責任として行ったということ。宗憲 44 条、「宗務執行の権限は内局に属する」に基づいての執行。

(5月31日総長補足答弁)

財産処分を前提とする覚書を取り交わすにあたって、事前に議会の議決を得ることもなく進めた法的根拠を示してほしいという質問に対する総長の答弁であります。表現を変えれば、総長に如何なる権限があつて、大谷派の財産を〇〇寺に寄付しますよという約束ができるのかという質問であります。それに対して、それは内局の宗務執行権によって行ったものだというわけです。つまり、財産処分の踏むべき手順は記した通りであるが、その手順を無視してでも、宗務執行権なるものを有する内局には、財産処分は出来るという不誠実なだけでなく、大変危ない答弁であります。

当局は、説明責任を果たすこと無く、詭弁を弄して、あるいは、その場逃れの強弁をもって、事態を有耶無耶にしようとすることに終始しました。